

厚生労働省和歌山労働局発表
令和4年11月29日

厚生労働省 和歌山労働局
職業安定部 職業対策課
課長 田中 孝典
課長 補佐 島袋 正弘
地方障害者雇用担当官 上田 昌史
電話 073-488-1161

障害者雇用に優良な中小企業事業主として 紀陽ビジネスサービス株式会社を認定（もにす認定制度）します ～県内の特例子会社としては初の認定～

和歌山労働局（局長 小島 敬二）は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく「障害者雇用に優良な中小企業に対する認定事業主（もにす認定事業主）」として、紀陽ビジネスサービス株式会社（代表取締役 田村 和也）を令和4年12月6日に認定します。

下記のとおり、認定事業主に対する認定通知書交付式を執り行います。

認定通知書交付式

○日 時： 令和4年12月6日（火） 10:00から

○場 所： 和歌山労働局 6階会議室
和歌山市黒田二丁目3番3号

○認定事業主： 紀陽ビジネスサービス 株式会社
和歌山市中之島2249番地

※準備の都合上、取材にお越しいただける場合は、お手数ですが、前開庁日12月5日（月）10:00までに、右上記載の地方障害者雇用担当官あて、ご連絡をお願いします。



共に進む（ともにす）という言葉と、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待して名付けられました。

※ 「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進及び雇用の安定に関する取組の実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取組の一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、厚生労働省ホームページの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。



業種：銀行関連業務
(他に分類されない事業サービス業)

会社概要：

資本金 1000万円

株主株式会社紀陽銀行が100%保有

従業員数 34名(出向13名含む)

うち障害者21名

所在地：和歌山市中之島2249番地



会社のPR情報

当社は2016年10月、株式会社紀陽銀行からの委託を受け銀行関連業務を行う会社として障害者雇用の一層の促進と安定を図るため、新たな業務の取り組みを開始しました。同年11月には和歌山県に本社を置く企業としては初となる特例子会社の認定を受けました。

主な業務内容は紀陽銀行及びグループ会社の委託を受け、以下の銀行関連業務を行っております。

- ・データ照会及び資料作成業務
- ・お客様向けパンフレット等の封入・発送業務
- ・紀陽銀行や関連会社の名刺等作成業務
- ・口座振替登録・印鑑照合業務 他

会社からのメッセージ

働く意思と就業能力をお持ちの障害者に雇用の場を提供し、働きたいを感じてもらえる職場環境の整備と各人の能力・適性に応じた職務の開発を進めています。

お互いの思いやりの気持ちを持ち、協力して仕事を進め、明るく安心して働くことのできる職場環境づくりに努め、地域社会に貢献していく会社を目指しています。

障害者雇用への取組の成果

数的側面

雇用状況	実雇用率	104.8%
	障害者不足数	0人
定着状況	過去3年間に採用した障害者の就職 6か月後の定着率	92.3%
	過去3年間に採用した障害者の就職 1年後の定着率	84.6%

障害者雇用への取組の成果

質的側面	
満足度、ワークエンゲージメント	障害者社員に対し毎月管理者が面接するとともに、年に2回「コミュニケーションシート」を使用し、社員自身が職場環境等について評価を行っています。直近3回の調査結果においては、98.1%以上の肯定的な評価となっています。
キャリア形成	採用期間中の職場実習の実施、入社後の新入社員研修、業務を通じての事務指導を継続し、社員の意識・能力アップを図っております

障害者雇用への取組

体制づくり	
組織面	「銀行の特例子会社として、障害者の雇用機会の創出により地域社会に貢献する」という基本方針の事業計画を策定し、障害者社員の能力開発に努め、受託業務の拡大・新規業務の拡大を図っています。
人材面	事業年度毎に社員の育成計画を立て、業務別に社員を業務リーダーに指名し、経験の浅い社員に対する指導、管理者とのパイプ役を担い、新たなリーダーの養成に務めています。支援担当者は外部研修の受講や各種支援マニュアルを共有し、管理・指導力の強化を図っています。

仕事づくり	
事業創出	2016年10月、特例子会社として業務を開始するにあたり障害者5名を採用するとともに、紀陽銀行より決算書印刷、各種書類の封入・発送業務を受託。以降、為替端末入力業務、伝票スキャン業務、口座振替登録業務、取引内容調査業務、各種書類の封入業務拡大等新たな業務を開始しました。
職務選定・創出	社員各自の経験と能力に適した業務を選定しつつ、各人の能力開発を図っています。取引内容調査業務では、オペレーションに順応性が高い障害者社員を配置し、健常者スタッフとの置き換えも行っています。

環境づくり

職務環境	設備面では、当社が入居している紀陽研修センタービル(紀陽銀行所有)は、各階に障害者専用トイレを設置。障害者専用駐車スペースも2台確保し、車いす使用者がエレベーターを利用すればバリアフリーで本社事務室に入出できる環境を整えています。その他室内通路幅を広く確保し、ロッカー・休憩室・食堂等も備えています。 ソフト面では、業務ごとに必要に応じて業務手順書・マニュアル等を整備し、障害者社員が業務内容を理解しやすい工夫を行い、先輩社員や指導者による業務指導・補助も行っています。
募集・採用	毎年、和歌山市内の支援学校等から障害者の職場実習生を複数人受入れ、就業支援機関等からのご依頼に対しても随時受入れを実施しており、2018年以降、毎年複数人の障害者社員を採用しております。
働き方	就業規則を制定し、特に傷病等による欠勤について長期の休職期間を設けるなど、体調管理に則した対応を行っています。 障害者各人が体調面も含めて日誌を作成し、管理者がそれに対して回覧・回答を行い、必要に応じ面談等を行っています。
キャリア形成	各年度において、育成計画に基づき各自の業務習得目標を具体的に設定し、管理者は月1回個別面接を行い、習得状況の確認とフィードバックを行っています。 人事・給与制度については、当社規定に基づき、人事考課・昇級考課等を行い、一定の経験を積んだ社員には「正社員登用制度」を実施しています。
その他の雇用管理	全社員を対象とした健康診断を年1回実施。公認心理師による定例面接も開始し、社員の健康管理を図っております。

障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

認定事業主となることのメリット

● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります
御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります
障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます
詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

- ①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること
（取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること）
- ②法定雇用率を達成していること
雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること
※就労継続支援A型事業所の利用者は除く
- ③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること
- ④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧ください。か、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウトプット)	体制づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウトカム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		②人材面	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点			⑫定着状況	特に優良	6点
	仕事づくり	③事業創出	特に優良	2点				優良	4点
			優良	1点				良	2点
		④職務選定・創出	特に優良	2点		⑬満足度、ワーク・エンゲージメント	特に優良	6点	
			優良	1点			優良	4点	
		⑤障害者就労施設等への発注	特に優良	2点			良	2点	
			優良	1点		⑭キャリア形成	特に優良	6点	
	環境づくり	⑥職務環境	特に優良	2点			優良	4点	
			優良	1点			良	2点	
		⑦募集・採用	特に優良	2点	成果関係の合格最低点				6点 (満点24点)
			優良	1点	情報開示 (ディスクロージャー)	取組(アウトプット)	⑮体制・仕事・環境づくり	特に優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		成果(アウトカム)	⑯数的側面	特に優良	2点
		⑨キャリア形成	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点		⑰質的側面	特に優良	2点	
		⑩その他の雇用管理	特に優良	2点			優良	1点	
			優良	1点	情報開示関係の合格最低点				2点 (満点6点)
取組関係の合格最低点				5点 (満点20点)	合計の合格最低点				20点 (満点50点)

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。



企業と障害者が、明るい未来や社会の実現に向けて

と も に す す む

という思いをこめて、愛称を「もにす」と名付けました。

詳しくは、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。